

岡谷駅周辺整備検討調査業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 岡谷駅周辺整備検討調査業務実施にあたり、業務の委託先を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するため、岡谷駅周辺整備検討調査業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審査委員会は、プロポーザルに伴い提出される企画提案書の審査を実施し、業務の委託にあたり最適な契約候補者を選定し、岡谷市に推薦する。

(組織)

第3条 審査委員会は、委員7名で組織する。

2 審査委員会は次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 岡谷市副市長
- (2) 岡谷市企画政策部長
- (3) 信州デザインセンター選出委員
- (4) 岡谷商工会議所選出委員
- (5) 岡谷商工会議所推薦委員
- (6) 岡谷市区長会選出委員
- (7) 前岡谷市地域おこし協力隊

(委員長)

第4条 審査委員会に委員長1人を置き、前条第2項第1号に掲げる委員をもって充てる。

2 委員長は岡谷市副市長の職にある者をもって充てる。委員長は、会務を総括し審査委員会を代表する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、プロポーザルにおける最適候補者及び次点者の推薦までとする。

(審査委員会の運営)

第6条 審査委員会は委員長が召集する。

2 審査委員会の庶務は、企画課において処理する。

(秘密の保持)

第7条 審査委員会の委員及び委員であった者は、審査を行う上で知り得た情報を他に漏らしてはならない。

附 則

この要綱は、令和6年6月10日から施行し、岡谷駅周辺整備検討調査業務委託契約を締結した時をもって廃止する。